

青森県報

第三百三十二号

令和三年
七月九日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……八
- 公安委員会
- 青森県警察交通事故情報管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……八

告

示

青森県告示第四百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名称	所在地	居宅介護事業所
有限会社ウイング	岩手県紫波郡紫波町桜字二本木二二の七	居宅療養管理指導
名称	所在地	指定期日
ドレミ薬局	五所川原市字柳町四の九	令和三年七月九日

青森県告示第四百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
名称	所在地	介護予防事業所
有限会社ウイング	岩手県紫波郡紫波町桜字二本木二二の七	介護予防居宅療養管理指導
名称	所在地	指定期日
ドレミ薬局	五所川原市字柳町四の九	令和三年七月九日

青森県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類			
株式会社民友薬品	弘前市大字扇六町一丁目一の	居宅療養管理指導	みんゆう薬剤局アルカディア店	弘前市大字扇六町一丁目一の	令和三年七月九日
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局松原店	弘前市大字松原東二丁目一の四の六	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一の三の二三	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局黒石病院前店	黒石市北美町一丁目七四の	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局フレンドファーマシー五所川原店	五所川原市中央二丁目二四	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局西北店	五所川原市鎌三町一六三の	〃
林 光	北津軽郡板柳町大字板柳三の	〃	はやし薬局	北津軽郡板柳町大字板柳三の	令和三年七月九日

社会福祉法人津軽富士見会	弘前市大字山七崎一丁目三の	訪問介護	弘前園ヘルパーセンター	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	令和三年七月九日
--------------	---------------	------	-------------	----------------	----------

青森県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類			
株式会社民友薬品	弘前市大字扇六町一丁目一の	介護予防居宅療養管理指導	みんゆう薬剤局アルカディア店	弘前市大字扇六町一丁目一の	令和三年七月九日
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局松原店	弘前市大字松原東二丁目一の四の六	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局桔梗野店	弘前市大字桔梗野二丁目一の三の二三	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局黒石病院前店	黒石市北美町一丁目七四の	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局フレンドファーマシー五所川原店	五所川原市中央二丁目二四	〃
〃	〃	〃	みんゆう薬剤局西北店	五所川原市鎌三町一六三の	〃

林 光	〃	〃	〃	〃	〃
八土井二九三の	北津軽郡板柳町大字板柳字	〃	〃	〃	〃
はやし薬局	〃	〃	〃	〃	〃
八土井二九三の	北津軽郡板柳町大字板柳字	〃	〃	〃	〃
三・四・四	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名称	名称	所在地
名称	所在地	指定年月日

青森県告示第四百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のため

の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
名称	名称	所在地
名称	所在地	指定年月日

青森県告示第四百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名称	名称	所在地
名称	所在地	廃止年月日

津社会 軽富福祉 士見会	林 光	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
七弘 崎前 一市 丁目大 三目字山	八北 土津 井軽 二郡 九板 三柳 の字	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
訪問 介護	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
弘前 園園 ヘル パー セン ター	は やし 薬局	薬 局 西 北 店	五 所 川 原 店	薬 局 フ レ ン ド マ シ ー	み ん ゆ う 調 剤	黒 石 病 院 前 店	薬 局 み ん ゆ う 調 剤 野 店	薬 局 み ん ゆ う 調 剤 松 原 店	弘 前 市 大 字 駅 前 店
四弘 九前 字市 山大 ノ字 越鬼	八北 土津 井軽 二郡 九板 三柳 の字	三五 谷所 町川 一原 六市 三鎌	五 所 川 原 市 中	五 所 川 原 市 二 四	一 一 黒 石 市 北 美 町	一 一 黒 石 市 北 美 町	三 三 三 の 二 三	四 四 弘 前 市 大 字 松 東 二 丁 目 一 の 六	前 弘 前 市 大 字 一 の 二 駅
三・ 六・ 三〇	三・ 四・ 四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者		名 称	介護予防事業所		令和 三・三・三	廃 日 止
	主たる事務所在地	介護予防事業の種類		名 称	所 在 地		
株式会社民友薬品	弘前市大字扇の六	介護予防 居室療養 管理指導	みんゆう調剤 薬局アルカ デア店	弘前市大字扇の六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局松原店	弘前市大字松の六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	弘前市大字桔梗野二丁目一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局前店	弘前市大字一の二	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局前店	弘前市北美町一丁目七四の	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局前店	黒石市北美町一丁目七四の	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局フレンド マシー	五所川原市中二丁目四	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	五所川原市鎌倉三丁目一六三の	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	黒石市北美町一丁目七四の	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	五所川原市鎌倉三丁目一六三の	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	北津軽郡板柳字の八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	北津軽郡板柳字の八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	みんゆう調剤 薬局野店	北津軽郡板柳字の八	〃	〃	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールつがる柏
つがる市柏稲盛幾世四一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 吉田昭夫	変 更 後	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岩村康次	変 更 年月日	令和 二・三・一
-------	--	-------	--	------------	-------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岡崎双一	変 更 後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 吉田昭夫	変 更 年月日	令和 二・三・一
変 更 前	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 吉田昭夫	変 更 後	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 岩村康次	変 更 年月日	令和 二・三・一
変 更 前	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一 代表取締役 指田努	変 更 後	変更なし	変 更 年月日	令和 二・三・一
変 更 前	カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	変 更 後	変更なし	変 更 年月日	令和 二・三・一

嶋野淳一 つがる市木造千代町三四の一	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更なし	変更なし	変 更 年月日	令和 二・三・一
有限会社レディス・ファッショ ン・キノシタ 北海道函館市松風町一〇の三 代表取締役 木下博	変更なし	変更なし	変更なし	変 更 年月日	令和 二・三・一
株式会社エコーインターナシヨナ ル 大阪府大阪市西区立売堀一丁目四 の二 代表取締役 半田正	株式会社エコーインターナシヨナ ル 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁 目二の一 代表取締役 半田正	令和 二・三・一	令和 二・三・一	変 更 年月日	令和 二・三・一
株式会社西松屋チェイン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社西松屋チェイン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	令和 二・三・一	令和 二・三・一	変 更 年月日	令和 二・三・一
株式会社ストライプインターナ シヨナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川康晴	株式会社ストライプインターナ シヨナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	令和 二・三・一	令和 二・三・一	変 更 年月日	令和 二・三・一
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市宮城野区荻野町二丁 目二四の二 代表取締役 中分孝一	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六 の三 代表取締役 林史郎	平成 三〇・四・二 (代表者)	平成 三〇・四・二 (代表者)	変 更 年月日	平成 三〇・四・二 (代表者)
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の一 代表取締役 横内達治	株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 藤原祐介	令和 元・五・三 (住所) 二・三・一 (代表者)	令和 元・五・三 (住所) 二・三・一 (代表者)	変 更 年月日	令和 元・五・三 (住所) 二・三・一 (代表者)
株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 一 代表取締役 木山剛史	株式会社スタート 上北郡おいらせ町高田八六の二 代表取締役 松村始	令和 二・三・一	令和 二・三・一	変 更 年月日	令和 二・三・一

株式会社水水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 嶋崎富士雄	株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県名古屋市長区上社一丁目 九〇一 代表取締役 白川篤典	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 神谷和秀	Asiame エステール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 澤田将広	株式会社ロソンHMVエンター イメント 東京都品川区大崎一丁目一の二 ゲートシティ大崎イーストタワー 六階 代表取締役 坂本健	藤久株式会社 愛知県名古屋市長区高社一丁目 二一〇 代表取締役 後藤薫徳	株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田泰夫	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 堀江泰文
変更なし	株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 佐藤協治	変更なし	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 石塚幸男	変更なし	株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 澤田将広	株式会社ロソンHMVエンター イメント 東京都品川区大崎一丁目一の二 ゲートシティ大崎イーストタワー 六階 代表取締役 渡辺章仁	藤久株式会社 愛知県名古屋市長区高社一丁目 二一〇 代表取締役 堤智章	株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田篤史	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木山尚久
	平成 三〇・二・二七		平成 三〇・三・三二		三〇・三・一	平成 三〇・三・一	二・六・三〇	元・二・二六	令和 元・五・二四

株式会社チチカカ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁 目二の三 代表取締役 木南仁志	株式会社チチカカ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 吉田馨	パレモ・ホールディングス株式会 社 代表取締役 吉竹英典	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の一 代表取締役 寺脇栄一	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二問屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川澄子	イオンペット株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 小川明宏	須郷一成 弘前市大字小比内五丁目一五の六	工藤雅己 五所川原市大字漆川字袖掛一五六 の二七	フジパナストアー株式会社 愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁 目五〇 代表取締役 安田智彦	株式会社チチカカ 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北 二丁目三の一 代表取締役 上田利昭
株式会社チチカカ 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 五の四 代表取締役 箸方修	変更なし	変更なし	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の一 代表取締役 寺脇栄一	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二問屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川雄飛	イオンペット株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 米津一郎	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社チチカカ 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北 二丁目三の一 代表取締役 上田利昭
令和 元・九・二 (住所) 平成 二六・二・二六 (代表者)			平成 三〇・五・三三	三〇・三・一	令和 二・二・一	二・五・二五				平成 三〇・四・二四

株式会社スタイルフォース 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー棟七階 代表取締役 長元明	株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役 大澤道雄	株式会社三鈴 東京都品川区西五反田七丁目二二 の一七TOCビル四階 代表取締役 池内清和	丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 の三 代表取締役 楡金洋二	株式会社RAINBOW 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 夏目秀人	株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇 の七 代表取締役 上田稔夫	株式会社ブリーブランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四浜 離宮三井ビルディング 代表取締役 土居健人	株式会社ナカザワ 滋賀県湖南市中央二丁目九二 代表取締役 中澤道盛	フランス総合医療株式会社 東京都千代田区平河町一丁目八の 八 代表取締役 杉木和彦
令和 三・一・三	二・一・三	二・五・三	二・一・三	二・四・三〇	平成 三・一・三	令和 三・一・三	平成 三・一・三	令和 三・五・三	元・九・六

株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 浜田宏幸	株式会社DonDonUp 岩手県盛岡市菜園一丁目三の六 代表取締役 岡本昭史
二・一・三	二・九・一

四 届出年月日

令和三年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和三年七月九日から同年十一月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

1 提出期限

令和三年十一月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。



特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

1 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台

2 ローター除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 一台

3 凍結防止剤散布車（二・五立方メートル級） 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年六月十一日

五 落札者の名称及び住所

一の1について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

一の2及び3について

株式会社NICHIJO

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇

六 落札金額

一の1について 六千三百八十万円

一の2について 四千五百十万円

一の3について 二千四十六万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満た

されていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年四月三十日

公安委員会

青森県警察交通事故情報管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和三年七月九日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるシステム構築、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察交通事故情報管理システム 一式

二 賃貸借期間

令和四年一月一日から令和八年十二月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により、電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知

事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入するシステムについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和三年七月二十八日まで、青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和三年八月二十日 九時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部一階 会議室①

令和三年八月二十日 九時三十五分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和三年度の契約金額とする。ただし、令和四年度から令和

七年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和八年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Specifications and quantities of the products to be leased:

(1) Information of traffic accident management system 1 set

(2) Specifications and quantities of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender: at 9:30 a.m. August 20, 2021

3 Contact point for the notice: Supply Section Finance Division, Aomori Prefectural Police HQ 2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori 030-0801 Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円